

学校感染症にり患したら

(新型コロナウイルス感染症を含む)

「学校において予防すべき感染症の種類」はキャンパスライフナビをご覧ください。

<https://www.tokiwa.ac.jp/student/navi/life/>

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症は第2種となり、インフルエンザや麻しんと同じ分類となりました。

A. 感染していると診断された場合

B. 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触と思われる場合

C. その他 (コロナ感染疑い・不安、ワクチン接種等を含む)

D. 手続き

2025年 3月 10日版

保健室 (TEL : 029-232-2640) / 学生支援センター (TEL : 029-232-2510)

A. 感染していると診断された場合の対応

①医療機関で、学校保健安全法施行規則に規定される感染症に罹患と診断された場合、「**登校停止**」となります。速やかに手続きしてください。（D.を参照）

②手続きには、学校において予防すべき感染症であることを示す書類が必要です。

例えば、新型コロナウイルス（みなし陽性も含む）であれば、診療明細書と薬袋、陽性の検査結果（医療機関のもの）、診断書などになります。必要書類をスマートフォンで撮影し、Googleフォームでアップロードしてください。

③登校停止期間

・新型コロナウイルス感染症の場合 **発症日の翌日から5日間、かつ症状軽快して24時間。**

登校停止解除後も、**発症日から10日が経過するまでは検温等、自身の体調観察を行うとともに、基本的感染対策をとった上でマスクを着用して登校してください。**

・インフルエンザの場合 **発症日の翌日から5日間経過し、かつ解熱後2日を経過。**

咳が出なくなるまでマスクを着用して登校してください。



B. 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触と思われる場合の対応

- 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触と思われる場合であっても、欠席への配慮はありません。感染予防対策を講じて登校してください。
- 感染を疑う症状が出現したら、速やかに病院で受診をしてください。

C. その他（コロナ感染疑い・不安、ワクチン接種等を含む）

- 新型コロナ疑いの症状がある方、またはり患への不安がある方、ワクチン接種の方への 欠席への配慮はありません。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理せずに自宅で休養してください。



D. 手続き

- ① 診療明細書または、陽性の検査結果の明記された書類（日付・氏名・病院名が記されたもの）のいずれかをスマートフォン等で撮影。

（自分のデータは1年間保管してください。）

- ② Googleフォームに入力し、写真をアップロード
<https://forms.gle/diYRefYS1e3iRyEYA>



- ③ 「学校感染症による欠席確認書」を受信し、保管。
- ④ 授業担当の先生に出欠管理システム「C-learning」の「連絡・相談」機能を利用して、速やかに授業担当教員へ欠席の連絡。

注 意！

Googleフォームまたは担当教員へ虚偽の届け出を行った場合、定期試験における不正行為と同等の行為とみなし、全学「授業、試験等」における出席等の取扱いに関する規程第14条に定める処分を準用することがあります。